

給 与 規 程

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人真善会の職員に対する給与の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 職員には、給料、特殊業務手当、管理職手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外手当、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、介護支援専門員手当、看護職員夜間待機手当、総括主任手当、主任手当、副主任手当及び退職金を支給する。

(給料)

第 3 条 職員の給料は、正規の勤務時間による報酬とし、別表(1)の給料表の定めるところによる。

(職務の級)

第 4 条 職員に対する給料の支給は、職員の職務、勤務態度、職務能力等を総合的に勘案して、職員ごとに等級を定める。

2 職能等級の基準は、別表(2)に定めるとおりとする。

(初任給)

第 5 条 新たに職員となったものの初任給は、学歴、資格、年齢等に応じて別表(3)に定める号級とする。

2 新たに職員となった者で経験年数を有する者の初任給は、別表(4)に従い号級を加算することができる。

3 第 1 項及び第 2 項の規程により号級を決定する場合において、他の職員との均衡上必要と認めるときは、等級及び号給を調整することができる。

(昇給・昇格)

第 6 条 職員が現に受けている給料の号級を受かるに至ったときから 12 か月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、昇給させることができる。

2 良好な成績で原則として 3 年以上の実務経験を積んだ職員については、1 等級上位の職務の等級に昇格させることができる。但し、55 歳以上の職員については、この期間を延長することができる。

3 昇給・昇格は、別に定める人事評価規程により勤務成績、技能、功績その他の事項を考慮して行うものとする。ただし、法人の業績の著しい低下やその他やむを得ない事由がある場合には、行わないことができる。

4 昇給・昇格の時期は、原則として 4 月 1 日とする。

(特別昇給)

第 7 条 前条の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める職員は、昇給にあつては 4 号級を限度に、昇格にあつては 2 等級を限度に特別に昇給させることができる。ただし、職能等級表に定める等級を超えてはならない。

(昇給しない場合)

第 8 条 次の各号に該当する者に対しては、昇給を行わないことができる。

(1) 休職中の者

(2) 勤務成績が極めて悪い者

(3) 昇給時期前の 1 年間の欠席率{(欠勤日数+休職日数+育児休業日数)÷所定出勤日数}が 20%を超える者

(4) 懲戒処分を受けた者

(特殊業務手当)

第9条 給料の月額が、職務の複雑、困難、若しくは責任の度合い、又は勤務時間、職場環境、その他の条件が特殊な職務に対しては、その特殊性に基づき特殊業務手当を別表（5）により支給する。

(管理職手当)

第10条 管理職手当は、事業運営に関してこれを総括する職にある者に対して別表（6）により支給する。

(扶養手当)

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げるもので他に生計の道がなく主として職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしない内縁関係の者を含む。）

(2) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある弟妹

(5) 重度心身障害者（身体障害者手帳の2級以上、又はそれに相当する者）

3 扶養手当の月額は、別表（7）に掲げる額とする。

4 扶養手当の支給は、第2項の事実が生じた日の属する月の翌日から開始し、この事実が消失したときは、その月をもって終わる。但し、事実の生じた日が月の初日である場合は、その月から支給する。

5 職員は、第2項に掲げる扶養親族の用件を具備する事実が生じたとき又は扶養親族たる用件を欠くに至ったときは、直ちに届け出なければならない。

(通勤手当)

第12条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して別表（8）により支給する。

(1) 通勤のため、交通機関を利用して、その運賃又は料金等を負担とすることを常例とする職員

(2) 通勤のため、自転車、原付2輪車及び4輪の自動車等を使用することを常例とする職員

(住居手当)

第13条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借受か家賃を支払っている職員

(2) その所有に係わる住宅に居住している職員で、世帯主である者

2 住居手当の月額は、別表（9）に掲げる額とする。

(時間外勤務手当)

第14条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、別表（10）により時間外勤務手当を支給する。

2 管理職手当の支給を受けている職員に対しては、時間外勤務手当を支給しない。

(宿日直手当)

第15条 宿直又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき別表（11）に掲げる額を支給する。

(夜勤手当等)

第16条 正規の勤務として、夜間勤務、看護職員緊急時夜間自宅待機及び年末年始の勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して別表（12）により夜勤手当等を支給する。

(介護支援専門員手当)

第17条 介護支援専門員の業務に携わる職務に就く者には、月額10,000円を支給する。

(主任手当等)

第18条 総括主任としての責に就くよう理事長より命ぜられた者については月額15,000円を、また主任としての責に就くよう命ぜられた者については月額10,000円、並びに副主任としての責に就くよう命ぜられた者については月額5,000円を支給するものとする。

(介護職員処遇改善加算手当)

第19条 各部署の介護職員(訪問介護職員を含む。)については、平成24年4月分のサービス提供から介護報酬にあわせて交付される介護職員処遇改善加算(以下「処遇改善加算」という。)を処遇改善加算手当として支給する。

2 支給は、処遇改善加算を受領した翌月の給与支給日に支給する。

3 支給対象者は、給与計算期間に在職をしている全介護職員(訪問介護員含む。)とする。ただし、職員として採用された初回の給与では支給しない。

4 処遇改善加算手当は、各サービスごとの受領実績額を各サービスの介護職員に給与及び賞与の支給時に合わせ支給することができる。ただし、給与支給時の額は25,000円を限度とする。

5 処遇改善加算手当は、処遇改善加算が廃止された場合には支給しない。

(処遇改善手当)

第20条 処遇改善加算手当に該当する各サービスにおける介護職以外の職員(管理職を除く)については、処遇改善手当として月額5,000円を支給する。ただし、職員として採用された初回の給与では支給しない。

2 支給期間は、前条第5項の処遇改善加算手当に準じる。

(賞与)

第21条 賞与は、原則として夏期賞与を6月を1日及び冬期賞与を12月1日(この日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に支給する。

(賞与の配分方法)

第22条 賞与は、収支差額の範囲内で予算に定める額とし、夏期及び冬期の賞与を合わせたものが賞与算定基礎額の4か月分を目途に別表(13)により支給する。

(退職金)

第23条 職員に対する退職金については、「財団法人栃木県民間社会福祉施設職員退職共済財団」の共済契約に基づき、支給するものとする。

第2章 給与の支払

(給与の支払日)

第24条 給与は、前月の21日から20日までを計算期間とし、毎月28日(支払日が休日の場合はその前日)に支払う。

(給与の支払い方法)

第25条 給与は、その月の全額を現金で直接職員に支払う。ただし、本人の申し出により本人名義の口座に振り込むことができる。

2 前項の規程に係わらず、次に掲げるものは、支払いのとき控除する。

(1) 法令に定められたもの

(2) 職員代表と書面協定を行ったもの

(3) 給料の前渡し金、貸付金、給食費

(4) その他、法人において特別に定めたもの

(給与の日割り計算)

第26条 新たに職員となったものには、その日から給料を支給し、昇給、降格等により、給料月額に移動を生じた者には、その日から新たに給料を支給する。

2 職員が退職し、又は死亡したときは、その日までの給料を支給する。

3 第1項または第2項の規定により給料を支給場合は、勤務の実日数を基礎として日割り計算により支給する。

(給与の減額)

第27条 職員が勤務しないときは(その勤務をしないことについて、特別の事情がある場合、又は理事長の承認を得た場合を除く。)、その勤務しない期間又は勤務しない時間につき、給与額を減額して支給する。

(死亡等の場合の給与の支払日)

第28条 職員が死亡退職、又は懲戒解雇などで離職した場合は、その日から7日以内に本人の権利に属する給与を支払う。

(日割り額の計算)

第29条 給与の支給に当たり、日割り計算の必要が生じたときは、給料月額をその月の出勤すべき日数で除した額を日割り額とする。

(業務上の傷病)

第30条 職員が業務上の傷病により療養のためやむを得ず出勤できないときは、その期間の給与の全額を支給する。

(休職期間中の給与)

第31条 就業規則第11条により休職を命ぜられた期間中におかる給与は次のとおりとする。

(1) 第1号の場合は、休職を命ぜられてから1か月間は規定どおり支給し、その後は社会保険の傷病手当をもってこれに替える。

(2) 第2号の場合は、その都度これを決定する。

(有期雇用契約職員の給与)

第32条 有期雇用契約職員の給与は、別に定める。

(改正)

第33条 この規定の改正は、理事会の議決を得て行う。なお必要がある場合は職員代表の意見を聞くことができる。

(附則)

この規定は、社会福祉法人真善会が設立された日(平成9年9月4日)から施行する。

2 この規定は、平成10年8月5日に一部を改正し、同日から施行する。

3 この規定は、平成12年3月29日に一部を改正し、同日から施行する。

4 この規定は、平成14年3月28日に一部を改正し、同日から施行する。

5 この規定は、平成16年3月25日に一部を改正し、同日から施行する。

6 この規定は、平成16年7月1日に一部を改正し、同日から施行する。

7 この規定は、平成20年4月1日に一部を改正し、同日から施行する。

8 この規定は、平成21年4月1日に一部を改正し、同日から施行する。

9 この規定は、平成22年1月22日に一部を改正し、同日から施行する。

10 この規程は、平成24年3月29日に一部を改正し、平成24年4月1日から施行する。

11 この規程は、平成26年4月1日から施行し、4月分の給与から適用する。

12 この規程は、平成30年4月1日に一部を改正し、同日から施行する。

ただし、賞与に関する規定については、平成31年4月1日から適用する。

13 前項の賞与に関する規程を含め、この規程は、平成31年4月1日から施行する。

14 この規程は、令和3年4月1日に一部を改正し、同日から施行する。

15 介護職員処遇改善費支援補助金(以下「補助金」という。)については、次のとおり取り扱うこととし令和4年2月支給分給与から遡及適用する。

(1) 補助金の対象となる事業(特別養護老人ホーム、老人短期入所、デイサービス、ホームヘルプサービス及び軽費老人ホーム)の職員の令和4年2月分からの給与は、補助金相当額を介護職員及びその他の職員に一律に加えた額を別表(1)の給料表にあてはめ、その表の直近上位の等級の額とし、このことによって令和4年度定期昇給は実施したものとみなす。

(2) 令和3年度中の定期勤務評価が特に優秀な職員については、前号による昇給を1号給与とみなし、令和4年度の該当する昇給月から更に上位に昇給させることができる。

別表(1)(第3条関係)

給料表

号級	1等級	号級	2等級	号級	3等級	号級	4等級	号級	5等級	号級	6等級	号級	7等級
1	135,000	1	149,500	1	165,900	1	185,500	1	204,900	1	229,100	1	255,200
2	135,700	2	150,300	2	167,100	2	187,100	2	206,900	2	231,500	2	257,700
3	136,400	3	151,100	3	168,300	3	188,700	3	208,900	3	233,900	3	260,200
4	137,100	4	151,900	4	169,500	4	190,300	4	210,900	4	236,300	4	262,700
5	137,800	5	152,700	5	170,700	5	191,900	5	212,900	5	238,700	5	265,200
6	138,500	6	153,500	6	171,900	6	193,500	6	214,900	6	241,100	6	267,700
7	139,200	7	154,300	7	173,100	7	195,100	7	216,900	7	243,500	7	270,200
8	139,900	8	155,100	8	174,300	8	196,700	8	218,900	8	245,900	8	272,700
9	140,600	9	155,900	9	175,500	9	198,300	9	220,900	9	248,300	9	275,200
10	141,300	10	156,700	10	176,700	10	199,900	10	222,900	10	250,700	10	277,700
11	142,000	11	157,500	11	177,900	11	201,500	11	224,900	11	253,100	11	280,200
12	142,700	12	158,300	12	179,100	12	203,100	12	226,900	12	255,500	12	282,700
13	143,400	13	159,100	13	180,300	13	204,700	13	228,900	13	257,900	13	285,200
14	144,100	14	159,900	14	181,500	14	206,300	14	230,900	14	260,300	14	287,700
15	144,800	15	160,700	15	182,700	15	207,900	15	232,900	15	262,700	15	290,200
16	145,500	16	161,500	16	183,900	16	209,500	16	234,900	16	265,100	16	292,700
17	146,200	17	162,300	17	185,100	17	211,100	17	236,900	17	267,500	17	295,200
18	146,900	18	163,100	18	186,300	18	212,700	18	238,900	18	269,900	18	297,700
19	147,600	19	163,900	19	187,500	19	214,300	19	240,900	19	272,300	19	300,200
20	148,300	20	164,700	20	188,700	20	215,900	20	242,900	20	274,700	20	302,700
21	149,000	21	165,500	21	189,900	21	217,500	21	244,900	21	277,100	21	305,200
22	149,700	22	166,300	22	191,100	22	219,100	22	246,900	22	279,500	22	307,700
23	150,400	23	167,100	23	192,300	23	220,700	23	248,900	23	281,900	23	310,200
24	151,100	24	167,900	24	193,500	24	222,300	24	250,900	24	284,300	24	312,700
25	151,800	25	168,700	25	194,700	25	223,900	25	252,900	25	286,700	25	315,200
26	152,500	26	169,500	26	195,900	26	225,500	26	254,900	26	289,100	26	317,700
27	153,200	27	170,300	27	197,100	27	227,100	27	256,900	27	291,500	27	320,200
28	153,900	28	171,100	28	198,300	28	228,700	28	258,900	28	293,900	28	322,700
29	154,600	29	171,900	29	199,500	29	230,300	29	260,900	29	296,300	29	325,200
30	155,300	30	172,700	30	200,700	30	231,900	30	262,900	30	298,700	30	327,700
31	156,000	31	173,500	31	201,900	31	233,500	31	264,900	31	301,100	31	330,200
32	156,700	32	174,300	32	203,100	32	235,100	32	266,900	32	303,500	32	332,700
33	157,400	33	175,100	33	204,300	33	236,700	33	268,900	33	305,900	33	335,200
34	158,100	34	175,900	34	205,500	34	238,300	34	270,900	34	308,300	34	337,700
35	158,800	35	176,700	35	206,700	35	239,900	35	272,900	35	310,700	35	340,200
36	159,500	36	177,500	36	207,900	36	241,500	36	274,900	36	313,100	36	342,700
37	160,200	37	178,300	37	209,100	37	243,100	37	276,900	37	315,500	37	345,200
38	160,900	38	179,100	38	210,300	38	244,700	38	278,900	38	317,900	38	347,700
39	161,600	39	179,900	39	211,500	39	246,300	39	280,900	39	320,300	39	350,200
40	162,300	40	180,700	40	212,700	40	247,900	40	282,900	40	322,700	40	352,700
41	163,000	41	181,500	41	213,900	41	249,500	41	284,900	41	325,100	41	355,200
42	163,700	42	182,300	42	215,100	42	251,100	42	286,900	42	327,500	42	357,700
43	164,400	43	183,100	43	216,300	43	252,700	43	288,900	43	329,900	43	360,200
44	165,100	44	183,900	44	217,500	44	254,300	44	290,900	44	332,300	44	362,700
45	165,800	45	184,700	45	218,700	45	255,900	45	292,900	45	334,700	45	365,200
46	166,500	46	185,500	46	219,900	46	257,500	46	294,900	46	337,100	46	367,700
47	167,200	47	186,300	47	221,100	47	259,100	47	296,900	47	339,500	47	370,200
48	167,900	48	187,100	48	222,300	48	260,700	48	298,900	48	341,900	48	372,700
49	168,600	49	187,900	49	223,500	49	262,300	49	300,900	49	344,300	49	375,200
50	169,300	50	188,700	50	224,700	50	263,900	50	302,900	50	346,700	50	377,700
51	170,000	51	189,500	51	225,900	51	265,500	51	304,900	51	349,100	51	380,200
52	170,700	52	190,300	52	227,100	52	267,100	52	306,900	52	351,500	52	382,700
53	171,400	53	191,100	53	228,300	53	268,700	53	308,900	53	353,900	53	385,200
54	172,100	54	191,900	54	229,500	54	270,300	54	310,900	54	356,300	54	387,700

55	172,800	55	192,700	55	230,700	55	271,900	55	312,900	55	358,700	55	390,200
56	173,500	56	193,500	56	231,900	56	273,500	56	314,900	56	361,100	56	392,700
57	174,200	57	194,300	57	233,100	57	275,100	57	316,900	57	363,500	57	395,200
58	174,900	58	195,100	58	234,300	58	276,700	58	318,900	58	365,900	58	397,700
59	175,600	59	195,900	59	235,500	59	278,300	59	320,900	59	368,300	59	400,200
60	176,300	60	196,700	60	236,700	60	279,900	60	322,900	60	370,700	60	402,700
61	177,000	61	197,500	61	237,900	61	281,500	61	324,900	61	373,100	61	405,200
62	177,700	62	198,300	62	239,100	62	283,100	62	326,900	62	375,500	62	407,700
63	178,400	63	199,100	63	240,300	63	284,700	63	328,900	63	377,900	63	410,200
64	179,100	64	199,900	64	241,500	64	286,300	64	330,900	64	380,300	64	412,700
65	179,800	65	200,700	65	242,700	65	287,900	65	332,900	65	382,700	65	415,200
66	180,500	66	201,500	66	243,900	66	289,500	66	334,900	66	385,100	66	417,700
67	181,200	67	202,300	67	245,100	67	291,100	67	336,900	67	387,500	67	420,200
68	181,900	68	203,100	68	246,300	68	292,700	68	338,900	68	389,900	68	422,700
69	182,600	69	203,900	69	247,500	69	294,300	69	340,900	69	392,300	69	425,200
70	183,300	70	204,700	70	248,700	70	295,900	70	342,900	70	394,700	70	427,700
71	184,000	71	205,500	71	249,900	71	297,500	71	344,900	71	397,100	71	430,200
72	184,700	72	206,300	72	251,100	72	299,100	72	346,900	72	399,500	72	432,700
73	185,400	73	207,100	73	252,300	73	300,700	73	348,900	73	401,900	73	435,200
74	186,100	74	207,900	74	253,500	74	302,300	74	350,900	74	404,300	74	437,700
75	186,800	75	208,700	75	254,700	75	303,900	75	352,900	75	406,700	75	440,200
76	187,500	76	209,500	76	255,900	76	305,500	76	354,900	76	409,100	76	442,700
77	188,200	77	210,300	77	257,100	77	307,100	77	356,900	77	411,500	77	445,200
78	188,900	78	211,100	78	258,300	78	308,700	78	358,900	78	413,900	78	447,700
79	189,600	79	211,900	79	259,500	79	310,300	79	360,900	79	416,300	79	450,200
80	190,300	80	212,700	80	260,700	80	311,900	80	362,900	80	418,700	80	452,700
81	191,000	81	213,500	81	261,900	81	313,500	81	364,900	81	421,100	81	455,200
82	191,700	82	214,300	82	263,100	82	315,100	82	366,900	82	423,500	82	457,700
83	192,400	83	215,100	83	264,300	83	316,700	83	368,900	83	425,900	83	460,200
84	193,100	84	215,900	84	265,500	84	318,300	84	370,900	84	428,300	84	462,700
85	193,800	85	216,700	85	266,700	85	319,900	85	372,900	85	430,700	85	465,200
86	194,500	86	217,500	86	267,900	86	321,500	86	374,900	86	433,100	86	467,700
87	195,200	87	218,300	87	269,100	87	323,100	87	376,900	87	435,500	87	470,200
88	195,900	88	219,100	88	270,300	88	324,700	88	378,900	88	437,900	88	472,700
89	196,600	89	219,900	89	271,500	89	326,300	89	380,900	89	440,300	89	475,200
90	197,300	90	220,700	90	272,700	90	327,900	90	382,900	90	442,700	90	477,700
91	198,000	91	221,500	91	273,900	91	329,500	91	384,900	91	445,100	91	480,200
92	198,700	92	222,300	92	275,100	92	331,100	92	386,900	92	447,500	92	482,700
93	199,400	93	223,100	93	276,300	93	332,700	93	388,900	93	449,900	93	485,200
94	200,100	94	223,900	94	277,500	94	334,300	94	390,900	94	452,300	94	487,700
95	200,800	95	224,700	95	278,700	95	335,900	95	392,900	95	454,700	95	490,200
96	201,500	96	225,500	96	279,900	96	337,500	96	394,900	96	457,100	96	492,700
97	202,200	97	226,300	97	281,100	97	339,100	97	396,900	97	459,500	97	495,200
98	202,900	98	227,100	98	282,300	98	340,700	98	398,900	98	461,900	98	497,700
99	203,600	99	227,900	99	283,500	99	342,300	99	400,900	99	464,300	99	500,200
100	204,300	100	228,700	100	284,700	100	343,900	100	402,900	100	466,700	100	502,700

別表(2)(第4条関係)
職能等級別標準職務表

職能等級	職務	可能職種
第7等級 上級管理企画業務	施設全体の事業計画、運営の一翼をにない、業務向上に多大な責任を持って貢献するとともに、施設全体の業務、業績、部下管理の最終的な責任を果たす。	施設長
第6等級 中級管理企画業務	事業計画に基づいて、包括的な独立部門を担当し、革新的な発想で企画・立案・運営し、施設長を補佐するとともに、担当部門の業務・業績・部下管理の実質的な責任を果たす。	施設長・副施設長・事務長
第5等級 初級管理企画業務	特定事業等について、日常の業務については、定められた権限の範囲内で自主的に業務の運営にあたり、部下・後輩を指導・監督するとともに、特定事業等の業務・業績・部下管理の責任者の実質的な責任を果たす。	施設長・副施設長・事務長・総括主任・主任
第4等級 企画指導業務	担当事業所の業務・業績・部下管理の一時責任者。自ら担当事業所の中核的業務を担当・推進するとともに、部下の指導・管理を行う。	総括主任・主任・副主任・介護支援専門員・介護職員・訪問介護員・看護職員・管理栄養士・事務員・生活相談員・社会福祉士
第3等級 判断指導業務	上司の補佐、施策などの企画・立案を行うとともに、自らの業務目標を遂行し、あわせて部下の指導を行う。	主任・副主任・栄養士・介護支援専門員・介護職員・訪問介護員・看護職員・管理栄養士・事務員・生活相談員・社会福祉士
第2等級 熟練定型的業務	判断力・均衡力・実行力を要する業務を担当し、自らの業務目標を遂行するとともに、部下の指導を行う。	副主任・栄養士・介護職員・訪問介護員・看護職員・管理栄養士・事務員・生活相談員・社会福祉士・調理員
第1等級 通常定型的業務	上司の方針・包括的な支援を受か、自らの業務目標を達成する。専門的知識・技能を身につけ、レベルアップし活用する。	介護職員・看護職員・事務員・調理員

別表(3)(第5条関係)
初任給基準表

職種	大学卒	短大・専門卒	高校卒
施設長	5-4	5-3	5-2
事務長	5-3	5-2	5-1
介護支援専門員・社会福祉士	3-21	3-13	3-6
生活相談員	2-45	2-33	2-21
介護職員・訪問介護員	2-28	1-35	1-29
看護職員(正看)	2-61	2-37	
看護職員(准看)	2-53	1-57	1-41
栄養士	2-45	2-33	2-21
調理員	1-41	1-35	1-29
事務員	2-28	1-35	1-29

別表(4)(第5条関係)
経験年数換算表

	経 験	換算率
社会福祉に在籍した期間	その在職が同種であるもの若しくは直接関係があると認められる職にあったものの在職期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
社会福祉事業以外の企業・団体等の職員として在職した期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	80/100 以下
	その他の期間	60/100 以下
	技能労務職等の職務で直接関係あると認められる職に従事した期間	80/100 以下
	その他の期間	30/100 以下

備考 別表(4)により換算した経験年数の月数は12月で1号俵に換算する。この場合において、1号俵に満たない月数は切り捨てる。ただし、経験年数の換算期間は満55歳に達するまでの期間とする。

別表(5)(第9条関係)
特殊業務手当

(単位:円)

支給対象	職種	支給額
介護職員 訪問介護員	介護福祉士	15,000
	その他	5,000
看護職員	正看護師	20,000
	准看護師	10,000
栄養士	管理栄養士	10,000
	栄養士	3,000
生活相談員 介護支援専門員		15,000
地域包括支援センター職員		20,000

備考 平成24年3月31日に在職している職員で介護福祉士の資格のない介護職員の支給額は、経過措置として平成29年3月までの5年間に限り15,000円とする。

別表(6)(第10条関係)
管理職手当

(単位:円)

支給対象	支給額
施設長	60,000
事務長・副施設長	50,000

別表(7)(第11条関係)
扶養手当

扶養手当	扶養手当の月額
・配偶者	12,000 円
・配偶者以外の親族 ・満18歳未満の子及び孫 ・満60歳以上の父母及び祖父母 ・満18歳未満の弟妹 ・心身障害者(但し障害者手帳2級以上の者またはそれに相当するもの)	(1)2人までについてはそれぞれ 5,000 円(職員に配偶者がいない場合にあつては1人については10,000 円) (2)上記以外の親族については1人につき2,000 円

別表(8)(第12条関係)
通勤手当

支給範囲	支給額
1. 交通機関等の利用者	1) 1月の運賃が 20,000 円未満の場合 運賃相当額 2) 1月の運賃が 20,000 円を超える場合 20,000 円 + 20,000 円を超える額の 1/2 3) 支給限度額 45,000 円
2. 自動車等の利用者	使用距離が片道 4 km 未満 2,000 円 4 ~ 10 " 4,100 円 10 ~ 14 " 6,500 円 14 ~ 20 " 8,900 円 20 ~ 24 " 11,300 円 24 ~ 30 " 13,700 円 30 ~ 34 " 16,100 円 34 ~ 40 " 18,500 円 40km 以上 20,900 円

別表(9)(第13条関係)
住居手当

支給範囲	支給額
自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借受か、家賃を支払っている職員。	家賃月額の55%とする。 ただし限度額を25,000円とする。
その所有にかかる住宅に居住している職員で世帯主であるもの。	月額4,000円

別表(10)(第14条関係)
時間外勤務手当

<p>・正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務時間 1 時間あたりの給与額は、次の式により算定した額に 100 分の 125 を乗じた額とする。 $\{(\text{給料月額} + \text{特殊業務手当}) \times 12\} / \{1 \text{ 週間の勤務時間}(40 \text{ 時間}) \times 52\}$ 但し、勤務時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までは、100 分の 150 を乗じた額とする。</p>
--

別表(11)(第15条関係)
宿日直手当

宿直手当	勤務 1 回につき	4,000円
日直手当	勤務 1 回につき	3,600円

別表(12)(第16条関係)
夜勤手当等

夜間勤務1回につき	4,500円
看護職員緊急時夜間自宅待機 1 回につき	2,500円
12月31日及び1月1日の勤務につき1回につき	2,000円

別表13（第21条関係）

賞与

支給日	賞与は原則として夏期賞与は6月10日、冬期賞与は12月10日に支給する。												
賞与の額	賞与配分額＝算定基礎額×支給率×人事評価係数×期間率＋賞与相当分の処遇改善加算手当												
算定基礎額	算定基礎額＝給料月額＋業務関係手当（特殊業務手当、管理職手当、総括主任手当、主任手当及び副主任手当）												
支給率	夏期賞与及び冬期賞与は、各期とも2か月を目途とする。（年間4か月を目途）												
人事評価係数	人事評価規程に定める人事評価結果を次の係数に置き換える。 A評価＝1.1 B評価＝1.05 C評価＝1.0 D評価＝0.95 E評価＝0.9												
期間率	基準日以前の6か月を支給対象期間とし、その在職期間が <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>6か月以上</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>5か月以上6か月未満</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上5か月未満</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>2か月以上3か月未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>1か月以上2か月未満</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>15日以上1か月未満</td> <td>10%</td> </tr> </table>	6か月以上	100%	5か月以上6か月未満	80%	3か月以上5か月未満	60%	2か月以上3か月未満	40%	1か月以上2か月未満	30%	15日以上1か月未満	10%
6か月以上	100%												
5か月以上6か月未満	80%												
3か月以上5か月未満	60%												
2か月以上3か月未満	40%												
1か月以上2か月未満	30%												
15日以上1か月未満	10%												